



# 冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和5年11月22日～令和6年2月29日】

令和5年  
12月号

12月は一年の最後の月として、年末商戦、書類整理、清掃活動、年初に向けた準備があったり、あるいはクリスマスイベントもあり、一年の中でも最も慌ただしい時期という事業場が多いと思います。慌ただしいと、“危険”“安全”を考えると後回しになったり忘れてし、労働災害が発生する可能性が高くなります。慌ただしい時こそ一度立ち止まり、深呼吸しながら危険がないかを想像することが大切です。

また、気温が氷点下になり、降雪・積雪、凍結といったリスクも現れてきます。

さて、11月22日からは「冬季死亡災害ゼロ100日運動」、12月1日からは「いわて年末年始無災害運動」が始まりましたので、これら運動に取り組みながら、積極的な安全への取り組みを進めていきましょう。

## 1. 「冬季死亡災害ゼロ100日運動」が始まりました！

実施期間：令和5年11月22日～令和6年2月29日

今年度も、11月22日から「冬季死亡災害ゼロ100日運動」が始まりました。（今年度はうるう年のため例年とは1日ずれています）

当地域でも残念ながら毎年のように死亡災害が発生しており、死亡災害の防止と徹底を図るためにとくに夏季の101日間と冬季の100日間を労働者の生命を守る重要な活動期間と位置付けて運動を展開しています。

死亡災害はあってはならないもの、誰もが起こしたくないものですが、このことを自分たちの職場で確実なものとするため、積極的な災害防止への取り組みをお願いします。

（詳細は右記チラシをご覧ください。）



## 2. 「いわて年末年始無災害運動」も始まりました！

実施期間：令和5年12月1日～令和6年1月31日  
【準備期間：令和5年11月1日～令和5年11月30日】

12月1日からは「いわて年末年始無災害運動」が始まりました。運動の趣旨は、(1)冬季災害の防止、(2)年末年始の慌ただしさによる災害の防止、の二つです。

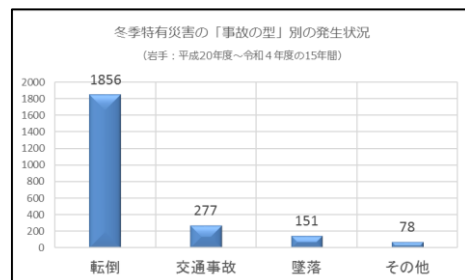
運動における事業場の実施事項は四点あり、「①冬季特有災害の防止」「②リスクアセスメント・危険の見える化の実施」「③「安全決意宣言」の実施」「④労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加」となっています。

チラシの裏面には①の詳細ポイントを8つ掲載しており、さらにそれぞれの細かい取り組みポイントも示されています。

これらへの取り組みをお願いします。



## 3. 冬季はとくに「転倒」が多いです！



岩手県内で直近15年間に発生した休業4日以上冬季特有の労働災害における被災者2362人を「事故の型」別で見ますと、「転倒」が1856人と約8割を占めて突出しています。また、年代が上がるにつれて、冬季の転倒災害が多くなっています。

## 4. 労働災害の発生状況 (令和5年10月末現在)

- ◆ 令和5年10月末現在の休業4日以上労働災害発生件数は165人で、急増した前年の同時期と比べてさらに+16人(+10.7%)となっています。
- ◆ 事故の型別では、「**転倒**」が**45人で全体の27.3%**を占めており、次いで「その他」が27人、「墜落・転落」が24人、「飛来・落下」と「激突され」と「はさまれ・巻き込まれ」が各11人などとなっています。
- ◆ 業種別では、製造業が34人と最多で、次いで保健衛生業が33人、建設業が23人、運輸交通業が17人、商業と接客娯楽業が15人などとなっています。

## 冬季の安全 (転倒)

### ① 冬季の危険な場所 : 『駐車場』『屋外通路』も!!

冬季特有としての転倒災害が発生する場所は当然屋外での発生が殆どですが、普段安全パトロールなどで対象からは省略していることが多い「事業場の駐車場」や「駐車場から玄関までの間の通路」での発生が多くみられます。

こういった場所における安全管理のポイントとしては、



□ 「外灯」の設置の有無・点灯時間帯、照度により、足元の危険状態を把握しやすくなっているか

□ 「除雪」「融雪」を行う範囲に含まれて、十分に行っているか

などがあります。



### ② いわて年末年始無災害運動の重点事項「転倒」

#### 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
- 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
- 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
- 滑り難い靴等の着用徹底。
- 作業時のヘルメットの着用。

### ④ 冬季の“歩き方”（ペンギン歩行を意識して）

冬季の転倒防止の管理としては、除雪や融雪剤散布といったことも当然必要になってきますが、中には、職場の管理外の場所（例えば公道）を移動することがあったり、除雪等をしても時間の経過で環境が戻ったり、気象状況が日々異なったりするなど、確実な管理が行いにくいとも思われます。

転倒防止の視点（種類）にもさまざまありますが、「安全な歩き方」のポイントを全労働者に安全教育

することも効果があります。

ぜひ、安全な歩き方を意識して、この冬を安全に乗り越えましょう。

#### ～ 安全な歩き方の例 ～

- 歩幅は小さく
- すり足で
- 靴の裏全体をつけて（体重は足全体にかける）
- ゆっくりと
- 腰を落とし気味でひざを曲げて
- 両手でバランスを意識して
- 滑りにくい靴を履く



など

### ③ 転倒は死亡の危険あり!!

転倒災害は誰にでも起こりやすい最も身近な災害の一つですが、転倒災害はその原因要素として行動要因が強いため安全管理も行い難かったり、身近過ぎるがゆえに軽視することが多くあります。

しかしながら、転倒災害は死亡災害として発生するケースが全国では毎年複数あります。

下記はその一部ですが、事例に目を通すことによって、転倒の危険性を改めて強く認識しましょう。

#### ～冬季特有災害のうちの転倒による死亡災害事例～

- ① 荷の配送先の駐車場で、運転してきた2tトラックの前方で倒れているところを近隣の者に発見された。屋外駐車場の路面が凍結しており、滑って転倒したものと推定される。【令和4年度 北海道】
- ② 出勤のため、敷地内の駐車場から事務所に向かって歩いてきたところ、前日に降った雪と路面の段差で足を滑らせて後方に転倒した。（災害発生から13日後に死亡）【令和3年度 福島】
- ③ 制帽を取りに行くため、大学構内の門付近を歩いていたところ、前日の降雪により凍結した路面上で転倒し、左後頭部を強く打った。（災害発生から7日後に死亡）【令和3年度 東京】
- ④ 休憩時間中に敷地内の屋外通路を歩行中、凍結・積雪した路面で足を滑らせ転倒した。（災害発生から8日後に死亡）【令和3年度 岩手】
- ⑤ 宿直室内で意識不明の状態で見発見された。被災者は警備中に、凍結路面で転倒し、地面に後頭部を打ち付けたものと思われる。（意識は戻らず6ヶ月に死亡）【平成31年度 福島】
- ⑥ 屋外分別ゴミ保管所にゴミを持って行く途中凍結積雪路面に仰向けに倒れているところを見発見された。【平成29年度 埼玉】
- ⑦ 除雪作業中、先へ向かう為歩行している時に足を滑らせ後方側に頭から転倒。転倒した場所は雪のない斜路で転倒時路面は凍結した状態であった。【平成29年度 茨城】
- ⑧ 事業者の運営する飲食店での業務を終え、同事業者の所属事業場へ徒歩で移動中、凍結路面上で倒れているところを通行人に発見された。（災害発生から2日後に死亡）【平成29年度 岩手】

⑤ 見える化事例 写真は、厚生労働省の『見える』安全活動コンクール（平成26年度）で優良事例として選ばれたもので、通常時は白色で点滅、2度以下の時は青色で点滅するものです。



## 年末年始の危険 (慌ただしさ)

年末年始の慌ただしい中での危険行動を防ぐため、以下に目を通し、心の中に留めておきましょう

- 急ぐ→粗雑になる（作業も、行動も、点検も）→ミス
- （急ぐことにだけ気をとられ）注意力が低下する
- （急ぐことにだけ気をとられ）基本が頭から抜ける
- （急ぐために）予定外の作業をする
- （故意的・無意識に）省略する  
(作業も、報・連・相も)
- （急いで作業し）疲労する→ミスにつながる
- 安全管理活動を省略・縮小してしまう



左記を防ぐために、次のことを心がけましょう

- ムリの無いスケジュール管理に努めること
  - 安全な進捗が困難な場合は、注文者や上司などと協議すること
  - 作業内容等を計画変更する場合には、安全対策も十分に確認すること
- 日常的な打合せの実施、こまめな報・連・相の徹底を行うこと
- 現場の様子を確認し、必要に応じてその対応を行うこと  
(安全指示あるいは作業スケジュールの再検討・打合せ)
- 点検はいつも以上に慎重かつ念入りに行うこと
- 注意行動を行うこと（一人KY、相互問いかけKY（声かけ）、指差呼称）
- 体操をして身体をほぐす、十分に休みを取ること
- ストレスを溜めないこと